

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

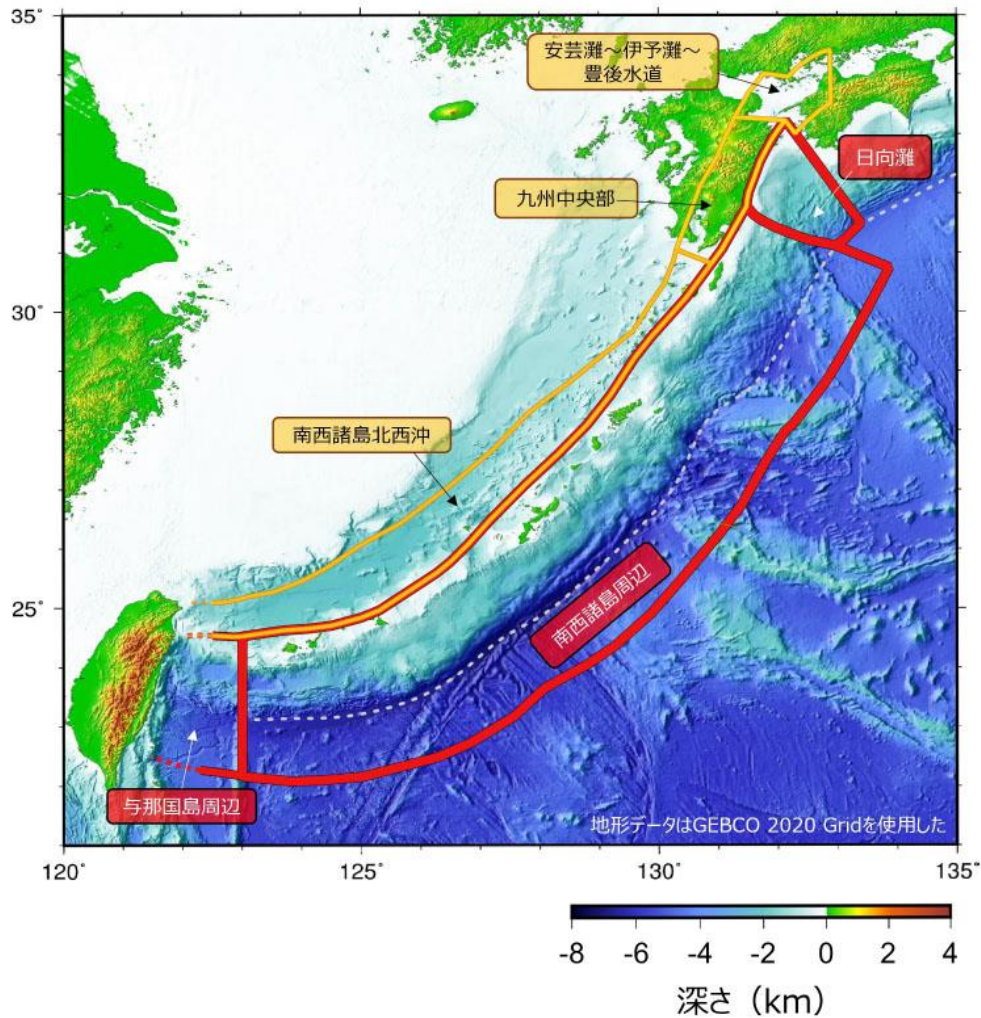
(津波・地震・台風等: 与那国町地域防災計画・与那国町観光危機管理計画・与那国町国民保護計画)

与那国町では、「与那国町地域防災計画」、「与那国町観光危機管理計画」、及び「与那国町国民保護計画」などが策定されており、災害時は当該計画に合わせた行動が実行される。

①地震: 与那国町地域防災計画・与那国町観光危機管理計画

2022年3月25日、政府の地震調査委員会から、今後30年以内に与那国島周辺でマグニチュード(M)7級の地震が起こる確率が90%以上であるという長期評価が公表された。

地震の長期評価とは、プレート境界の海溝や活断層で起きる地震の規模や確立をまとめた予測のことである。今回の長期評価では、発生確率は「不明」としながらも南西諸島で想定されてこなかった巨大地震の危険性が指摘されている。



※引用元 政府 地震調査研究推進本部HP「南西諸島周辺及び与那国島周辺」より

②台風: 与那国町地域防災計画・与那国町観光危機管理計画

本町は台風の高頻度襲来地域である。2015年の台風21号では与那国島を最大瞬間風速81.1メートルの暴風域に巻き込んで通過し、家屋や漁船が損壊した。住宅被害は319戸が損壊(全壊10戸、半壊27戸、一部破損282戸)し、約300名が避難するなど甚大な被害を受けた。漁船も7隻船体の破損や通信設備の故障が見つかり、1,000万円ほどの被害を出しており、復旧に時間がかかった。商工業者の被害総額は約5000万円～1億円、農作物にも甚大な損害を及ぼした。さらに数日間停電や断水、電話の不通など島のライフラインへの影響が相次ぎ、航空便や船便も相次いで欠航した。



③大雨・津波浸水: 与那国町地域防災計画・与那国町観光危機管理計画

令和元年5月、13日正午までの12時間降水量が440ミリ、24時間降水量も450ミリに達するほどの50年に1度といわれる大雨に見舞われた。床上浸水9軒、床下18軒が確認された。さらに旅館業や自動車整備工場なども浸水し、後片付けや復旧作業に時間がかかった。低地に位置する比川小学校には「通学に危険が及ぶ」として休校措置がとられた。道路冠水も各地で発生し、田原川周辺が大雨で増水したことは、大災害級の出来事といえる。



④感染症: 与那国町地域防災計画・与那国町観光危機管理計画

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に中国の武漢市で初めて確認され、世界的に大きな流行を繰り返している。また、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。直接的な感染被害だけでなく、感染予防の為の活動自粛によって経済へ深刻な影響を及ぼしている。

(2) 商工業者の状況

与那国町内商工業者数(出典:商工会總會資料)

年度	商工業者数	小規模事業者数
平成21年	227	220
平成26年	239	220
平成28年	213	193

(3) これまでの取組

1) 本町の取組

- ・与那国町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・与那国町国民保護計画の策定
- ・与那国町観光危機管理計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・防災ハザードマップの作成、避難場所・避難経路・避難誘導標識の確保
- ・情報伝達体制の整備
- ・帰宅困難者対策

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援の実施
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・与那国町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、事業継続計画等の策定に関する取組は啓発段階にあり、これらを支援する当会の取り組みも本格化していないのが実態である。また、行政及び関係機関との協力体制についても緊急時の取組に関しても漠然としている。よって行政及び関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない現状がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、及び、保険、共済に対する助言を行える職員の不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、マスクの着用、感染者を出さない対策の徹底と、感染者が出た場合のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなど、今後も継続的な取組が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、与那国町商工会と与那国町、関係機関との間における被害情報報告、共有ルート、寿応報の共有を平時から構築する。また、支援スキルの向上のため研修会等へ積極的に参加する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 5年 4月 1日～令和 10年 3月 31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・与那国町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、風評に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認又は見直しの実施
- ・与那国町と事業継続力強化支援に関する会議を適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大津波警報)が発生したと仮定し、与那国町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を与那国町商工会と与那国町で共有する。)
- ・社内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、与那国町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・与那国町商工会と与那国町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合には当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない被害がある。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

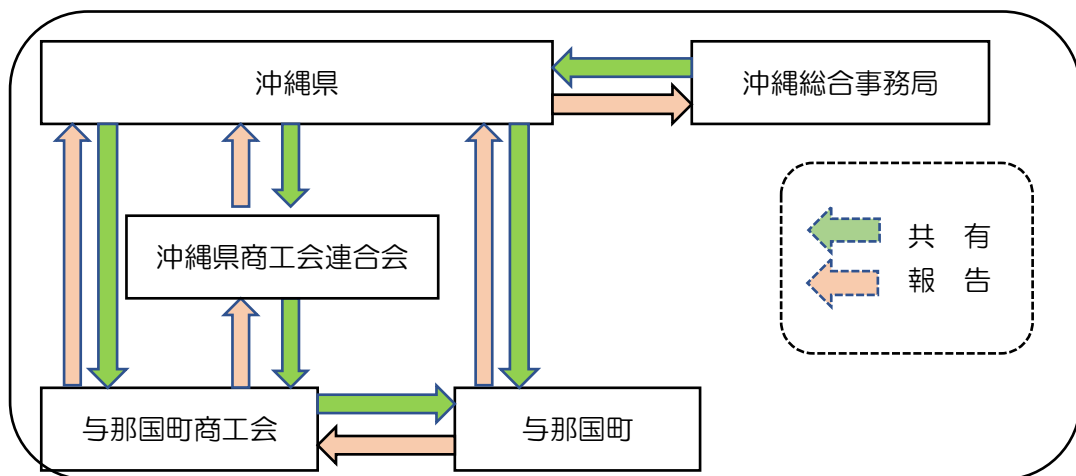
- ・本計画により、与那国町商工会と与那国町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	1ヵ月に1回共有する

- ・与那国町地域防災計画等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を講じる。

<3. 発生時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・与那国町商工会と与那国町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・与那国町商工会と与那国町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・与那国町商工会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、与那国町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

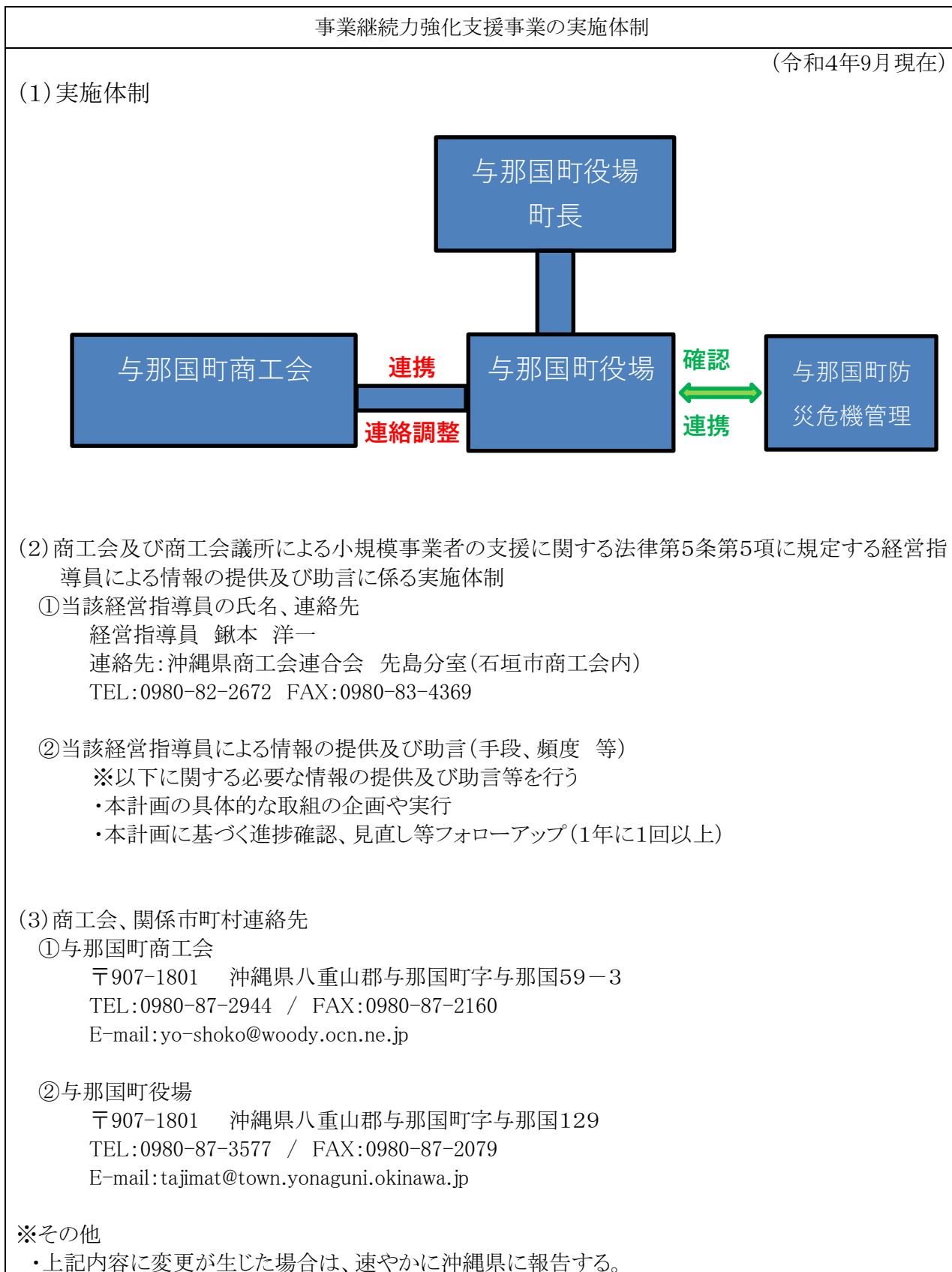
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフレット・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、与那国町補助金、沖縄県補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし